

川崎市高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の類型変更後の対応について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが二類相当から「五類」に変更されたところですが、高齢者福祉施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続するとされています。

位置づけ変更後の対応について、以下のとおりまとめましたので、引き続き適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

1 マスクの着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。とされています。

このため、重症化リスクの高い者への感染防止対策として、高齢者福祉施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとします。

マスクの着用については、丁寧な説明をお願いします。

2 面会の考え方について

高齢者施設等の入所者について、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、高齢者施設等での面会の再開・推進を図ることは重要であると考えます。高齢者施設等における面会については、引き続き、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討いただくようお願いします。

なお、高齢者等重症者リスクが高い者が多く入院・生活する高齢者施設等への訪問時にはマスクの着用が推奨されていることから、高齢者施設等への面会者へのマスク着用をお願いすることは差支えありませんが、その場合は丁寧な説明をお願いします。

※介護保険施設等の運営基準においては、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者と家族との面会の機会の確保に努めていただく必要があります。

3 発生時の対応について

「感染対策レター」や「高齢者福祉施設における対応の手引き」及び「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編 Vol.1」、「高齢者施設等における感染対策等について（厚生労働省通知）」を参考に対応していただくようお願いいたします。また、対応について、ご相談がある場合は、所在区の区役所衛生課までご相談ください。

【ポイント】 ※令和5年5月末時点

5 類感染症への類型変更はありましたが、対応は類型変更前と変わりません。

- ・配置医や協力医療機関等へ受診や治療について相談してください。
- ・レッドゾーンとグリーンゾーンを目印などで明確にするなど、ゾーニングを実施してください。
- ・个人防护具の選択は以下を参考としてください。
 - ・サージカルマスク：常に着用
 - ・ゴーグル・フェイスシールド：飛沫暴露のリスクがある場合に装着
 - ・手袋とガウン：患者及び患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着
 - ・N95マスク：陽性者に長時間ケアを行う場合やエアロゾル発生手技を実施する場合、激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着

【感染対策レター】



【高齢者福祉施設における対応の手引き】



【神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針
医療・福祉 Vol.1】



【高齢者施設等における感染対策等について
(厚生労働省通知)】



4 発生時の報告について

職員や利用者に陽性が確認された場合に報告をいただいていたましたが、各区衛生課への報告基準は、次のとおりとなります。川崎市のホームページまたはお電話にて各区役所衛生課まで報告をお願いいたします。併せてオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により、高齢者事業推進課宛て事故報告書（区分は「食中毒及び感染症、結核の発生」）の提出をお願いします。

なお、報告基準に満たさない場合でも、感染対策やまん延防止に関してご相談がありましたら、御連絡ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者在10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1) 及び(2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【川崎市ホームページ（新型コロナウイルス感染症集団発生時の報告について）】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000151114.html>



5 療養期間の考え方について

行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要とされていることから、発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨します。また、その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

6 濃厚接触者の取扱いについて

一般に保健所から濃厚接触者として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。

なお、従事者の同居の御家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うなど注意してください。そのうえで、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間は御自身の体調に注意してください。

7 各通知の取扱いについて

国通知の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報～第27報）」に基づいて川崎市から発出しました各通知の取扱いにつきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年5月1日事務連絡）」に記載のとおりとします。

また、以下の通知については廃止します。

- ・高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の待機解除期間等について（その1～4）
- ・高齢者福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について
- ・新型コロナウイルス感染症蔓延期における高齢者福祉施設内陽性者の入院対応について（その1～4）

【担当】

長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係

TEL 044-200-2910